

総務委員会委員長報告書

令和7年12月17日

総務委員会に付託されました議案9件、陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第29号「職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情書」について報告します。

本件は、行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書が締結されているか及び組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているかを確認すること並びに地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底することを求めるものです。

初めに、当局より、

チェックオフは、市が、職員団体の組合員である職員の給与から組合費を天引きし、職員団体に納付する制度で、給与の支払い原則の一つに全額払いの原則があるため、民間では、労働基準法第24条第1項により、労使の協定がある場合にのみ認められている一方、地方公務員は労働基準法第24条第1項が適用除外とされ、代わりに地方公務員法第25条第2項において、法律又は条例で認めた場合に限り控除できます。市では、流山市職員の給与に関する条例第7条の2第4号に「職員団体として登録を受けた団体の組合費」を定め、組合費の控除を行っております。

次に、行政と職員団体の間でのチェックオフに関する明確な合意文書の締結の有無に関しては、市では流山市職員組合と「市職員の組合費の給与天引きに関する協定書」を交わしております。

次に、組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」の有無に関しては、市では組合員から「チェックオフ同意書」を得ておりませんが、職員組合との協定に基づき、毎月、給与支払いの際に職員組合から加入者、脱退者の報告を受けて、給与天引きの開始と停止を行っており、職員本人の同意については、当該組合で得ているものと考えております。

最後に、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を職員研修や通知等により周知徹底することについて、市では、主に新規採用職員を対

象とした初級研修の中で地方公務員法を取り上げており、同法第36条に規定される政治的行為の制限について説明するほか、国政及び地方選挙の際に、庁内通知において「選挙における服務規律の確保について」発信し、政治的行為の制限について周知を行っております。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

陳情の趣旨には、妥当と思われる内容が部分的に含まれているが、流山市においてはチェックオフを行うために必要な条例が制定され、組合と当局の間の合意文書が交わされているなど、すでにクリアされている。

また、陳情項目には、「庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束」など、チェックオフを可能にする要件とは別の、言わずもがなのことが含まれている。

さらに、当局が組合員一人ひとりの同意書までも要求し保管することは、個人情報 の 過剰な提出要求と収集にあたる可能性があり、陳情項目としては不適切である。

そして、組合への加入・不加入や活動参加・不参加が、不利益取扱いなく保証されるべきなのは当然のことだが、そのためのルールや運営の保証は、組合組織と職員・組合員の間における話し合いや努力の中で行われるもので、行政が関与すべきことではない。行政が関与することがかえって行政による組合活動への干渉となってしまう、疑義が生じる。

2 不採択の立場で討論する。

執行部の説明で陳情項目の3点の内容はクリアしていることが確認できた。

そもそも日本国憲法は、第21条で「結社の自由」を保障したうえで、更に第28条で「団結権」を保障している。「団結権」とは、公務員であっても擁護され、市当局は積極的に保障することが求められる。

また、団結権保障のために市民から強い疑念や不信感が持たれない範囲で、一定の便宜供与は当然であり、逆に、誰であろうとも団結権を侵害するのは不当行為として禁じられると考える。「二元代表制」のもと議会も、職員の待遇の問題について当事者性をもっており、団結権を尊重し、侵すべからずの立場に立たなければならないと考える。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第80号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第4号）」について報告します。

本案は、歳出では、保育施設への運営費や障害福祉サービス等の給付費、人事院勧告等に基づく人件費などを追加し、歳入では、財源調整のため財政調整積立基金繰入金や保育施設への運営費と障害福祉サービス等の給付費に係る国県支出金を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ33億7,111万4千円を増額し、補正後の予算総額を901億6,013万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

ふるさと納税制度の問題、旧割烹新川屋の問題等など、私がこれまで指摘し、また他の委員からも厳しい意見が出された点における疑義は強くある。また職員の報酬についても、特別職の一時金手当の引き上げなども予定されており、強い疑義を持っている。しかしながら、保育園等運営費委託事業、障害者自立支援給付事業、障害児通所支援事業、生活保護法等に基づく扶助事業、人事院及び千葉県人事委員会勧告を受けた一般職の給与・諸手当の引き上げなど、欠かせない予算が計上されている。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

年度末に向けての各施策のやりくり調整、また、物価高騰に対応するための財政負担が増えている補正予算になっている。その中で、難聴高齢者補聴器購入助成金の追加、予防接種事業への带状疱疹予防接種の追加にみられるように、更なる施策が拡充されている。補聴器購入助成の収入制限をなくし助成金を上乘せすること、また、带状疱疹予防接種の50歳以上の市独自の助成制度を創設することを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市こども計画に基づき、全てのこどもたちが希望に満ちた未来を描けるよう、健やかな成長を支えるとともに、こどもたちのための施策をより一層推進していく組織として、子ども家庭部をこども未来部に変更し、並びにこども家庭センターの設置に伴い、健康福祉部及びこども未来部の分掌する事務を整理するものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

流山市の「子ども家庭部」を「こども未来部」とすることには、こどもは家庭が、そして母親が育てるものとする保守的な政策思想の介入から脱却する一歩として支持できる。また、流山市はこどもを中心に置いたこども施策やこども事業を重視するという、今日強く求められている姿勢を取るのだという明快なメッセージともなる。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

提案理由に「全てのこどもたちが希望に満ちた未来を描けるよう、健やかな成長を支えるとともに、こどもたちのための施策をより一層推進していく組織」とある一方、関係部署の一体感と共通認識を深めるためには一体的な職場環境が不可欠だが、庁舎スペース上の課題から令和8年度からは無理とのこと。官民のスペースを活かし、部の名前変更に入れた業務が遂行され、市民にとっても、職員にとっても福祉の増進に期する職場環境整備を追及し、実現することを要望する。

今、こどもを取り巻く環境は、15歳から19歳の自殺率の増加、不登校の急増、深刻ないじめ、児童虐待の大幅な増加など、こどもたちにとってとても生きづらい状況になっている。だからこそ組織改編やこども家庭センターの設置に安住することなく、特に立場の弱い社会福祉法人やNPO法人が運営に参画する機関に従事している職員も含め、やりがいと業務の重要性に応じた社会的処遇が確保され、希望を持って継続的な業務にあたれるように目配り気配り心配りをお願いしたい。

3 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

今回の名称変更及び事務分掌の整理は、こども基本法の理念を踏まえ、こども・若者施策をより前進させるための方向性を明確に示すものであり、こども家庭センターの設置も含め、総合的な支援体制の構築に向けた取組として高く評価する。

一方で、関連部門が離れた拠点に分散している現状は、連携のスピードやワンストップ支援の観点から課題であることを指摘した上で、こども施策を市として一層推進するために必要であると判断する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号「流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、市民の国際理解を深めるための事業の内容を明確にするとともに

に、基金を財源として充てる事業に市民の平和意識の醸成を図るための事業を追加するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号「流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第84号「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第85号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上3件は関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第83号は、一般職の職員に係る給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに地域手当の支給割合を改定するほか、自転車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当について、使用距離の区分及び額を改めるもので、議案第84号は、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改定するもので、議案第85号は、流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

審査の過程における討論として、

1 議案第83号に賛成、議案第84号及び議案第85号に反対の立場で討論する。

議案第83号について、一般職公務員の給与は、明確に生活給としての性格を持っており、これが人事院及び千葉県人事委員会勧告に準拠して引き上げられることは当然だと考える。人事院勧告などに準拠させられるべき給与の範囲は、当局の見解とは異なって、本給の俸給表・初任給・期末手当・勤勉手当・その他の諸手当も含む。人事院勧告などは、従業員50人以上の企業から抽出した給与水準であり、民間の労働者全体の状況を完全に正確に捉えたものとは言えないが、そうだとした場合も一般職公務員の給与が準拠させられるべき水準として妥当である。

議案第84号について、市長や副市長などの特別職の給与は、一般職と同じようには人事院勧告に準拠させられるべきものではない。政府のこれまでの見解は、特別職の給与は「生活給ではなく、政治責任の重さ・職務の範囲」を基準に決定するというもので、これは昭和30年代以降、自治省が市区町村に対して繰り返し示してきた原則である。論点としては、特別職には労働時間の概念がない、民間給与との比較は適切ではない、特別職は議員などの場合は兼業禁止もない、従って「生活給を補填するための

勧告制度」は当てはまらないというものである。

そもそも、特別職の給与が生活給でないという理屈は、一般的に高額だと言える特別職の給与を、世間の評価に対抗して擁護するためのものであった。高額な給与を生活給から説明するには無理があったために、「政治責任の重さ・職務の範囲」を主張してきたわけである。したがって、特別職の給与や手当の引き上げを、いまさら人事院勧告準拠で説明するわけにはいかなくなっている。

実際、特別職の給与は、近年の物価高騰などの影響を考慮したとしても、一般職のように生活面に大きな影響を及ぼしているとは言えず、特別職の給与や期末手当の引き上げの根拠は明確ではない。また特別職報酬の増額は、当局が政策優先順位をどう考えているかのシグナル効果を考えれば、子育て施策・介護や医療や福祉の拡充などと比較した上での正当性が問われる。

議案第85号について、流山市の議員報酬は近隣の人口規模の大きい自治体と比べれば高額とは言えない。兼職を持つ者以外は特にそう言える。社会保険料の支払いも自営業者と同じく全額自分で拠出、退職金があるわけでもない。成人前の子どもを持つ議員などの家計運営は容易ではないと言える。これらのことから、報酬引き上げは順当だとの考え方もあるが、議員報酬も旧自治省・現総務省の見解では「生計費」ではないとされていることから、人事院勧告準拠とはならない。報酬審議会や執行部と議会との議論の中で、人事院勧告準拠に拠らない理由からその必要が根拠づけられるべきと考える。その際の判断基準は、次のようなものが考えられる。

- ①職務の範囲及び責任の程度
- ②流山市の財政事情
- ③地域の政治的風土及び住民意識
- ④物価の水準や地域の民間労働者の賃金水準など
- ⑤福祉など他の施策とのバランス

2 議案第83号に賛成、議案第84号及び議案第85号に反対の立場で討論する。

議案第83号については、30年も給料が上がらない、世界でも異常な国となっている背景には、民間に比べ公務員の給料が高いと攻撃し、かつ非正規雇用を恒常的な業務にまで拡大し、公務員も民間も低賃金化したからである。国民全体で給与アップを図る仕組みや社会的流れを本格的に促すためにも、官も民も底上げを図ることは待ったなしである。

一方、議案第84号、議案第85号については、あくまでも市長をはじめとする特別職は法的な拘束力はない通知のみであるし、議員についてはその通知すらないため、職員の給与等の改正に沿って引き上げていく条例

改正は必要ないと考える。今政治をつかさどる者の大事なことは、厳しい市民生活を最優先にするべきで、法的拘束力のない手当改正は厳に慎み、税金の使い方として優先順位が高いほうへ切り替えるべきだと考える。

がありました。

採決の結果、議案第83号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものとし、議案第84号、及び議案第85号の以上2件は、いずれも4対2をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」について報告します。

本案は、令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号「財産の取得について（中野久木散策の森用地）」について報告します。

本案は、中野久木散策の森の用地を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第86号「記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市長選挙における投票について、記号を記載する方法から候補者の氏名を自書する方法に改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上